切しつ マンスリーニュース

インドにおけるセレブの権利と 知的財産の近況

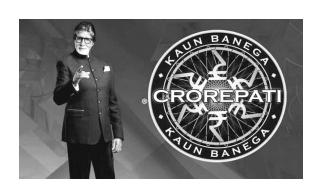


エンターテインメントのパワーの源はインド人の生活の奥深くにあり、映画やテレビなどの映像関係からクリケットなどのスポーツ関係まで、いたるところでインド人の夢と願望を生み出している。俳優、歌手、クリケット選手、テレビタレントなどのセレブ(著名人)がインド社会を支配し、何億人もの人々の心を虜にする力を持っており、人々の意見や行動に影響を与えている。神々のような彼らの地位は、大衆から受ける崇拝と賞賛によって支えられている。

企業は、インドの大衆が持つセレブに対する憧れを利用し、セレブに推薦させるなどして自社製品を宣伝する。インド人は、小さな屋台のようなところからゴージャスな宝石店に至るまでどこでも、自分たちの愛するスターが商品やサービスに関連付けられ、象徴的なステータスに昇格するのを見るのが大好きだ。それを事業家が活用するのであるが、それ自体は悪いことではない。

しかし、その活用がセレブの許可なしに行われるとなると、これは問題となる。セレブの肖像などを無許可で使用すると、人格権を侵害することになり、裁判沙汰を引き起こす。

インド芸能界の重鎮であるアミターブ・バッチャン(Amitabh Bachchan)氏をめぐる 画期的な裁判(2022年11月25日、Amitabh Bachchan vs Rajat Nagi & Ors)は、インド におけるセレブの権利に関する重要な判例を 確立した。このデリー高等裁判所の判決は、 バッチャン氏の肖像の無断使用に対する仮差 し止め命令を認め、個人の権利を保護するた めの舞台を整えたことになる。



インド文化におけるバッチャン氏の圧倒的な存在感はスクリーンの枠を超えており、彼の推薦文は一般企業のマーケティング担当者にとって強力なツールとなり得る。彼の定評ある名声が、インターネットなどのさまざまな媒体を通じて特定の製品の使用やモバイルアプリケーションのダウンロードに大衆を誘い込むために悪用されているとの原告側の主張が認められた。

具体的には、原告(バッチャン氏)の写真を使ったTシャツを販売するウェブサイトや、原告が司会を務めるテレビの番号当てゲームに当たったようにみせかける詐欺を行った例などがある。裁判所が、特定された侵害者と特定されていない侵害者の両方に適用さ

れるJohn Doe命令を出したのは、セレブの 権利を認め、保護する上で画期的な出来事で ある。



インドの映画スターであるアニル・カプール(Anil Kapoor)が起こした裁判(2023年9月20日、Anil Kapoor vs Simply Life India & Ors)でも、デリー高等裁判所は、セレブに対するAI技術の悪用や悪影響から、その個人と人格権を保護する一貫した姿勢を示した。裁判所の命令は、カプールの名前、肖像、声、そして彼の人格のあらゆる側面を、商品、着信音、その他の商業目的のために無許可で使用することを禁止したのである。

この判決は、カプールの人格権を明確に認めたものであり、インド法で定義されている人格権、プライバシー権、知的財産権の保護に沿ったものとなっている。特に、カプールのIDを悪用したドメインに対する裁判所の措置は、インドがデジタル領域でこのような保護を実施できることを明確化した。



しかしながら、すべてのケースがセレブ側の勝利につながるわけではない。クリケット選手のガウタム・ガンビール(Gautam Gambhir)氏に関する判決(2017年12月13日、Mr Gautam Gambhir vs. Gautam Gambhir; D. A. P & Co. & Anr)では、同氏の氏名を使ったレストラン名の、同じ氏名を持つレストラン経営者による使用が認められた。すなわち、クリケット選手のガンビール氏は、自己の名称使用に関する権利を維持できなかった。クリケットのプロ選手であるガンビールの名声にもかかわらず、ビジネスにおける自分の名前の使用権を認め、裁判所は被告に有利な判決を下した。

知的財産権の明確性を確立し、セレブの持つ価値の混同や虚偽表示を防止する法的判断は、セレブの権利を守るだけでなく、彼らのファンの感情を守るという、計り知れないほどに大きな社会的意義を持つ。さらに、グローバルな商取引のための安全な環境を構築することで、インドの経済成長にも貢献し得る。

以上のように、現代インドの法制度による セレブの権利の取り扱いは、個人の保護と商 業的活用とのバランスをとる枠組みを育む重 要なベンチマークを構築し続けている。それ をベースに、インドは法的枠組みの完全性を さらに高めていくよう変化し続けており、外 国発のグローバルブランドにとっても、イン ドは安全な投資目的地としての地位を確立し つつある。

著者紹介



モウミタ・ロイ (Moumita ROY)

GLOBAL IP India所属 インド弁護士 (インド弁護士会登録)。インド知的財 産権弁護士。知財戦略、知財ポート フォリオ管理、交渉・権利移転、紛争 解決、知財取引、契約・譲渡等に関し

て10年以上の経験を有する。GLOBAL IP India事務所にて、多国籍企業のインドにおける商標、意匠等の権利化及び権利行使、法律や著作権に関する広範な知的財産案件をサポート。